

区 長 だ よ り

令 和 8 年 3 月 号



藤 営 自 治 区 で は 、 ホ ー ム ペ ー ジ を 開 設 し て い ま す 。
 Q R コ ー ド か ら ア ク セ ス し て み て く だ さ い 。



◆ 3 月 の 主 な イ ベ ント ・ 活 動 状 況

【藤 営 自 治 区】

3 月 1 日 (日) 五 葉 会 総 会
 3 月 8 日 (日) 藤 営 自 治 区 総 会
 3 月 2 1 日 (土) 役 員 引 継 ぎ 会

【藤 岡 南 地 区】

3 月 4 日 (水) 第 2 回 交 通 安 全 推 進 協 議 会
 3 月 5 日 (木) 藤 岡 南 地 区 区 長 会
 3 月 5 日 (木) 藤 岡 南 地 区 区 長 会 総 会
 3 月 6 日 (金) 藤 岡 南 中 学 校 卒 業 式
 3 月 1 9 日 (木) 中 山 小 学 校 卒 業 式
 3 月 2 3 日 (月) 中 山 こ ど も 園 修 了 証 書 授 与 式



藤 営 自 治 区 区 長 1 年 目 を 振 り 返 っ て

日 頃 よ り 、 自 治 区 運 営 に ご 理 解 と ご 協 力 を 賜 り 、 心 よ り 御 礼 申 し 上 げ ま す 。
 振 り 返 れ ば 、 自 治 区 の 活 動 と し て 環 境 美 化 活 動 、 サ マ ー フ ェ ス タ 、 敬 老 祝 賀 会 、 防 災
 訓 練 等 々 、 四 季 折 々 の 行 事 を 皆 さ ま と 共 に 、 無 事 終 え る こ と が で き ま し た 。
 こ れ ら の 活 動 は 単 な る イ ベ ント で は な く 、 地 域 の 安 全 や 絆 を 深 め る 大 切 な 機 会 で あり
 皆 さ ま の 積 極 的 な 参 加 と 温 か い ご 支 援 が あ っ て こ そ 実 現 で き た も の で す 。
 ま た 、 子 ども た ち の 登 下 校 時 の 見 守 り や 安 全 確 保 な ど 、 目 立 た な い と こ ろ で も 多 く の 方 が
 地 域 を 支 え て く だ さ っ た こ と に 、 改 め て 感 謝 申 し 上 げ ま す 。
 次 年 度 も 引 き 続 き 、 笑 顔 あ ふ れ る 、 安 心 し て 暮 ら さ せ る ま ち づ く り を 進 め て 行 き ま す の で
 よ る し く お 願 い し ま す 。

「互いに助け合い、心の輪をひろげて、あたたかい町をつくりましょう」

今月のつばやき日記

その1



令和7年度 藤宮自治区総会総代会 開催

令和8年3月8日（日）

3月8日（日）に令和7年度藤宮自治区総会総代会が開催され、すべての議案が可決承認されましたことを報告させていただきます。



◆ 令和8年度 藤宮自治区役員 ◆

総会総代会において、令和8年度の役員が承認されましたのでご紹介いたします。
皆さん、1年間よろしくお願い致します。

（敬称省略）

■ 区長	下6	小川 和成	☆区長任命		
■ 副区長	上6	山下 修一	■ 副書記	上10	二村 大助
■ 副区長	中9	鴨田 正敏	■ 副会計	上2	外山 圭一
■ 書記	下8	後藤 靖浩	☆区長委嘱		
■ 会計	下4	甲斐 恵	■ 相談役	上4	藤本 修身
■ 会計(特)	上9	井川 嗣朗	■ 顧問	上6	諸岡 正司（憩いの広場管理委員長兼務）
■ 監事	上8	島田 匡悦	■ 顧問	下5	木内 賢太郎（デジタル化推進委員長兼務）
■ 監事	下5	桑原 康彰			

今月のつばやき日記

その2



令和7年度 藤岡南中学校 卒業式

令和8年3月6日（金）

第15期生 124名に卒業証書が授与されました。

生徒代表による「卒業の言葉」では、趣向を凝らした演出から、卒業生のみならず送る側の在校生や先生方も涙する感動シーンが印象に残りました。

15期生学年歌としての GReeeeN「贈る言葉」という曲を卒業生全員で大合唱する姿に、心揺るがされる時間でした。



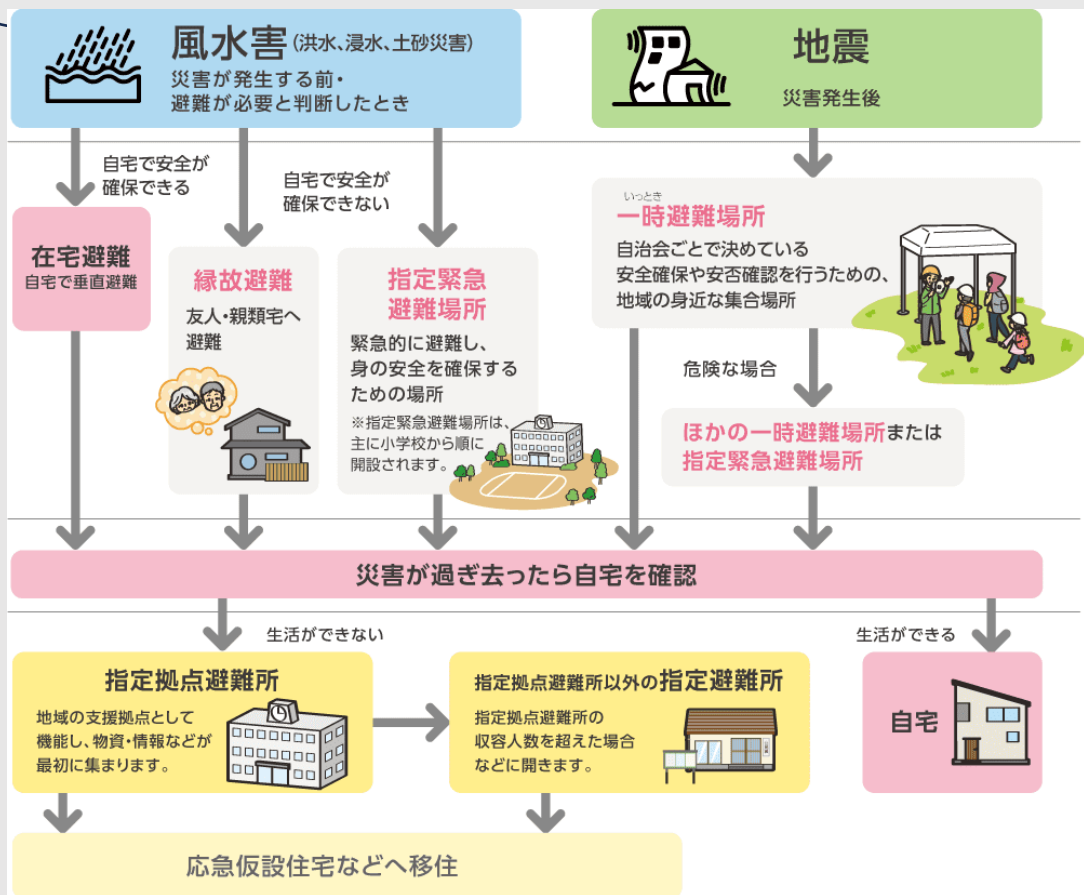
防災の視点 3月

災害時の行動チェック ～ 災害発生時の避難種類～

災害が発生し「避難してください」といわれますが、**避難には種類がある**ことを知っていますか？

避難には ①**一次避難** ②**二次避難** ③**在宅避難** の3つがあります。

今月は**避難の違いを知り、避難場所の確認**をするなどして災害に備えましょう。



一次避難

一次避難では、**安全の確保**を目的としています。災害が発生した場合、直ちに一次避難防災グッズを持ち、安全な場所に避難しましょう。避難する場所は**指定緊急避難場所 (一時避難場所)**に指定されている場所です。

【指定緊急避難場所とは？】

災害が発生した際、避難場所にみんなで避難するために、一時的に近所の住民が避難する小規模な避難場所のことで、公園や運動広場、学校の運動場などが該当します。**藤宮自治区では、各組災害時集合場所やファミリーホール**になります。

二次避難

二次避難では、**生活の確保**を目的としています。一次避難したのち十分な安全が確認できたら二次避難に移行します。避難する場所は**指定避難所 (避難所)**に指定されている場所です。

【指定避難所とは？】

災害の危険があり避難してきた住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、**自宅に戻れなくなった住民が一時的に滞在することを想定した場所**となります。学校や体育館、公民館などが該当します。**藤宮自治区では、中山小学校**が指定されています。

【指定緊急避難場所と指定避難所の違い】

- 一時的に避難する⇒**避難場所**：24時間以内の滞在。食料等の備蓄対応なし。
- 一定期間避難する⇒**避難所**：一定期間滞在できるように食料等の備蓄対応あり。

在宅避難

在宅避難では、**プライバシーの確保**を目的としています。自宅で生活できる安全性（倒壊・半壊していない、又は火災で焼き出されていない）が確認できたら在宅避難に移行します。**避難所では収容人数や備蓄している食料等に限りがあります。また避難所の生活環境は良好ではなく、体調を崩す場合もあります。慣れ親しんだ自宅での避難生活はプライバシーの確保だけでなく、健康リスクの低減にもつながります。**